

<対策のポイント>

地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けた**バイオマスプラント等の施設整備**を支援するとともに、バイオ液肥の地域内利用を進めるため、**バイオ液肥散布車の導入**や**散布実証等の取組**を支援します。また、みどりの食料システム法の認定を受けた事業者が行う、**良質な堆肥等の生産**や**環境負荷低減**の取組を通じて生産された**農産物の流通の合理化のための施設整備**等の取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）、○化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減）） [令和12年度まで]

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. バイオマスの地産地消

① 地産地消型バイオマスプラントの導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計及び施設整備を支援します。

《支援対象施設》

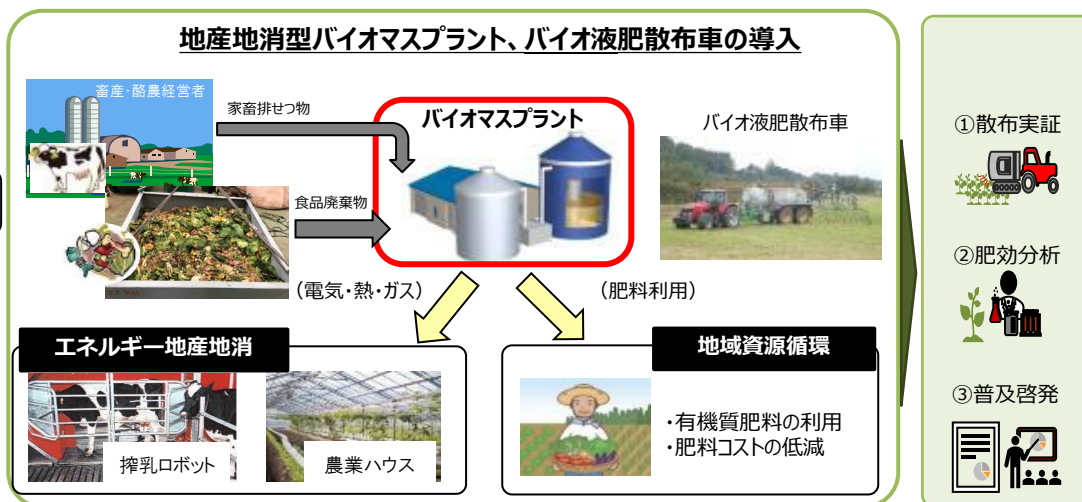
原料受入設備、前処理施設、混合調整槽、発酵槽、ガス化炉、ガスホルダー、発電機、貯留槽、熱利用施設、蓄電・精製ガス装置 等

② バイオ液肥散布車の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車の導入を支援します。

③ バイオ液肥の利用促進

- ア 散布機材やほ場を活用するバイオ液肥の散布実証を支援します。
- イ バイオ液肥の成分や農作物の生育状況の調査・分析、効果検証を支援します。
- ウ 普及啓発資料や研修会等による利用拡大を図る取組を支援します。

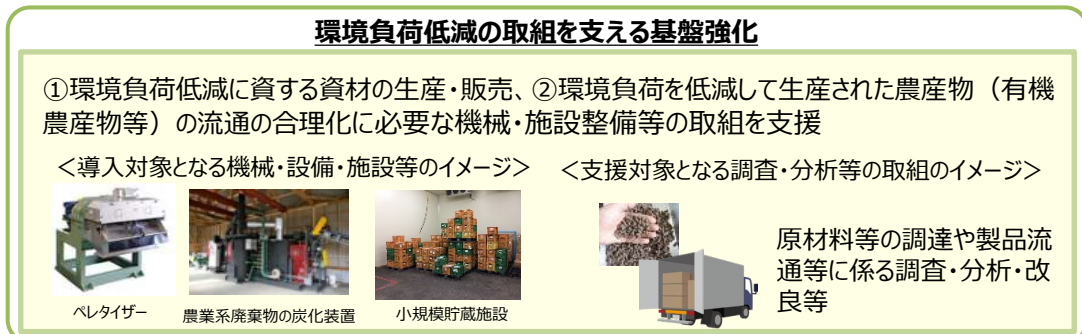


2. 環境負荷低減の取組を支える基盤強化対策

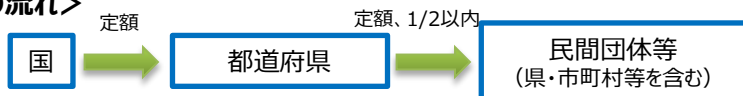
みどりの食料システム法に基づき認定を受けた事業者が行う、**良質な堆肥やバイオ炭等の生産**に必要な機械・設備の整備等や調査・分析・改良等を支援します。また、環境負荷低減の取組を通じて生産された**農産物**（有機農産物等）の**流通の合理化に必要な機械・施設整備**等や製品流通のための調査等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく**特定区域**において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「**みどり認定**」等を受けている場合



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

- (1の事業) 大臣官房環境バイオマス政策課 (03-6738-6479)
- (2の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ (03-6744-7186)